

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画栄通り地区地区計画を次のように変更する。（1999年11月1日町田市告示第176号）

名称		栄通り地区地区計画				
位置		町田市中町一丁目及び森野一丁目各地内				
面積		約4.2ha				
地区計画の目標		町田市中心市街地を構成する地区の一つとして、都市施設の整備に合わせた土地の有効利用を図るとともに、より良好な都市空間創造のための基盤の形成と魅力ある健全な市街地の誘導を目標とする。				
区域の保全に整備・開発方針及び	土地利用の方針	都市としての自立性の向上へ向け、商業等の既存の集積を生かしつつ業務施設等の立地を誘導し、業務・商業を中心とした多機能かつ高度な土地の利用を促進する。				
	地区施設の整備の方針	都市計画道路網と整合した区画道路を適正に配置し、その整備に努める。				
	建築物等の整備の方針	区画道路の整備に合わせた適正な土地利用の増進と、良好な環境の各街区が形成されるよう、容積率の最高限度を定める。また、合わせて土地の健全な利用を図れるよう建築物の用途の制限を行う。				
地区整備計画	位置	町田市中町一丁目及び森野一丁目各地内				
	面積	約4.2ha				
	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	備考
			区画道路1号	12m	約220m	拡幅
			区画道路2号	4.5m(7.23)	約220m	拡幅
			区画道路3号	4.5m(7.23)	約160m	拡幅
			区画道路4号	9m	約80m	拡幅
			区画道路5号	6m	約160m	拡幅
			区画道路6号	6m	約80m	既存
	区画道路7号	3m(5.73)	約80m	拡幅		
建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	地区の面積			
		商業A地区	約3.0ha	商業B地区	約1.2ha	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項の規定に該当する営業に係わるもの。				
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	区域の特性に応じた最高限度 10分の40	公共施設の整備の状況に応じた最高限度 10分の30	区域の特性に応じた最高限度 10分の50	公共施設の整備の状況に応じた最高限度 10分の40	
建築物等の形態若しくは意匠の制限	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の色彩は原色を避けるなどの周囲の都市景観に配慮した意匠とする。					

「区域、地区の区分、地区施設の配置は計画図表示のとおり」
理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い表記上の整合を図るため、地区計画を変更する。